

○これまでの福祉のまちづくり

旭川市まちづくり基本条例

【基本理念】

- (1) 市民等がそれぞれの経験と能力を発揮し、幅広い分野で充実した活動に取り組むこと。
- (2) 市民等がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに支え合う地域づくりに取り組むこと。

第 8 次旭川市総合計画

【基本目標 1－基本政策 3】高齢者や障害者などへの適切な福祉サービスの提供をはじめ、人と人との支え合いによるセーフティネットを構築し、自立を支援しながら、誰もが住み慣れた地域で安心と温もりを感じることができる福祉を推進します。

第 4 期旭川市地域福祉計画

福祉の分野別個別計画

高齢者福祉

障がい者福祉

子ども・子育て

健康

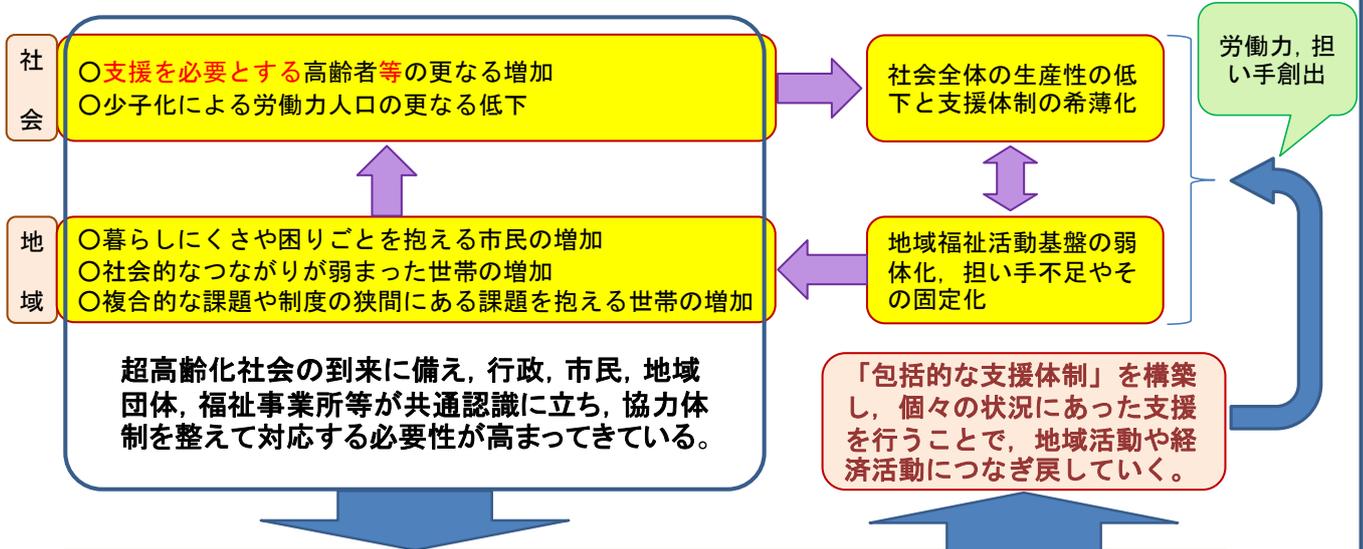
●理念を共有した上で、個別の分野ごとに施策を推進
基本理念「お互いさまの心が紡ぐ 温かな絆で結ばれた 笑顔あふれる地域社会づくり」

「地域共生社会」の実現を目指す

しかし、既存の取組では、対応しきれない課題が増加

行政・市民が共通認識に立った協力連携体制の構築が必要

○現状と今後の課題を踏まえた福祉のまちづくり



☆「(仮称)福祉のまちづくり条例」策定☆

- 地域共生社会の実現を目指すための基本的な考え方を整理
- 福祉的支援を必要とする市民の課題解決と社会参加を推進
- 行政・市民の連携による分野を問わない支援体制の構築
- 市民や事業者に対する意識啓発と自発的行動を促進

基本条例を踏まえ福祉のまちづくりを推進

各計画の推進を後押し

「旭川市まちづくり基本条例」

旭川市総合計画

旭川市地域福祉計画